

平成27年9月24日
相模原市発表資料

公共下水道使用料及び下水道事業受益者負担金の賦課徴収事務の執行に関する行政監察結果を踏まえた対応等について

本件につきまして、市民の皆様にご迷惑をおかけし、改めて深くお詫び申し上げます。

1 市長及び副市長の対応について

- (1) 市長の給料月額額の10分の3を1か月間減額する条例案を、市議会9月定例会議に追加提案
- (2) 小星副市長が、給料月額額の10分の2を、梅沢副市長が、給料月額額の10分の1を自主返納

2 職員の処分について

項目	内容	
処分を受けた職員及び処分の内容	都市建設局長	減給1か月 (給料月額額の10分の1)
	土木部長	減給1か月 (給料月額額の10分の1)
	元・下水道経営課長	減給2か月 (給料月額額の10分の1)
処分年月日	平成27年9月24日	

元・下水道管理課及び下水道経営課職員2名を文書訓告とし、3名を口頭訓告としました。

問い合わせ 職員課
電話 042-769-8213